

# 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (改善基準告示)の改正内容(タクシー)について

- 1 . 改善基準告示について
- 2 . 改正の背景について
- 3 . 改正の検討状況について
- 4 . 改正の内容について（3月28日中間とりまとめ）

# 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業から終業までの時間(休憩時間を含む))、休息期間(勤務と勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に大臣告示として制定。

## 制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

- ・長時間労働、交通事故の増加
- ・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年)

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、「改善基準告示」を策定(平成元年)

(中身を伴う改正:平成9年改正が最後)

制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するに伴い、内容の見直しが行われ現在に至っている。

## 主な内容

拘束時間【始業から終業までの時間(休憩時間含む)】:(1ヶ月)トラック...293時間、バス...4週平均1週65時間、タクシー...299時間  
(1日)トラック・バス・タクシー...原則1日13時間(最大16時間)

休息期間【勤務と勤務の間の時間】:原則として継続8時間以上

運転時間:トラック...2日平均1日9時間/2週間平均1週44時間、バス...2日平均1日9時間/4週間平均1週40時間

連続運転時間:トラック・バス...4時間以内

その他、分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船の場合の特例有り。

## 施行

労働基準監督署

関係労使の自主的改善努力と労働基準監督官の臨検監督等による指導  
(令和2年自動車運転者を使用する事業場への監督指導...3,654件 改善基準告示違反率...51.5%)

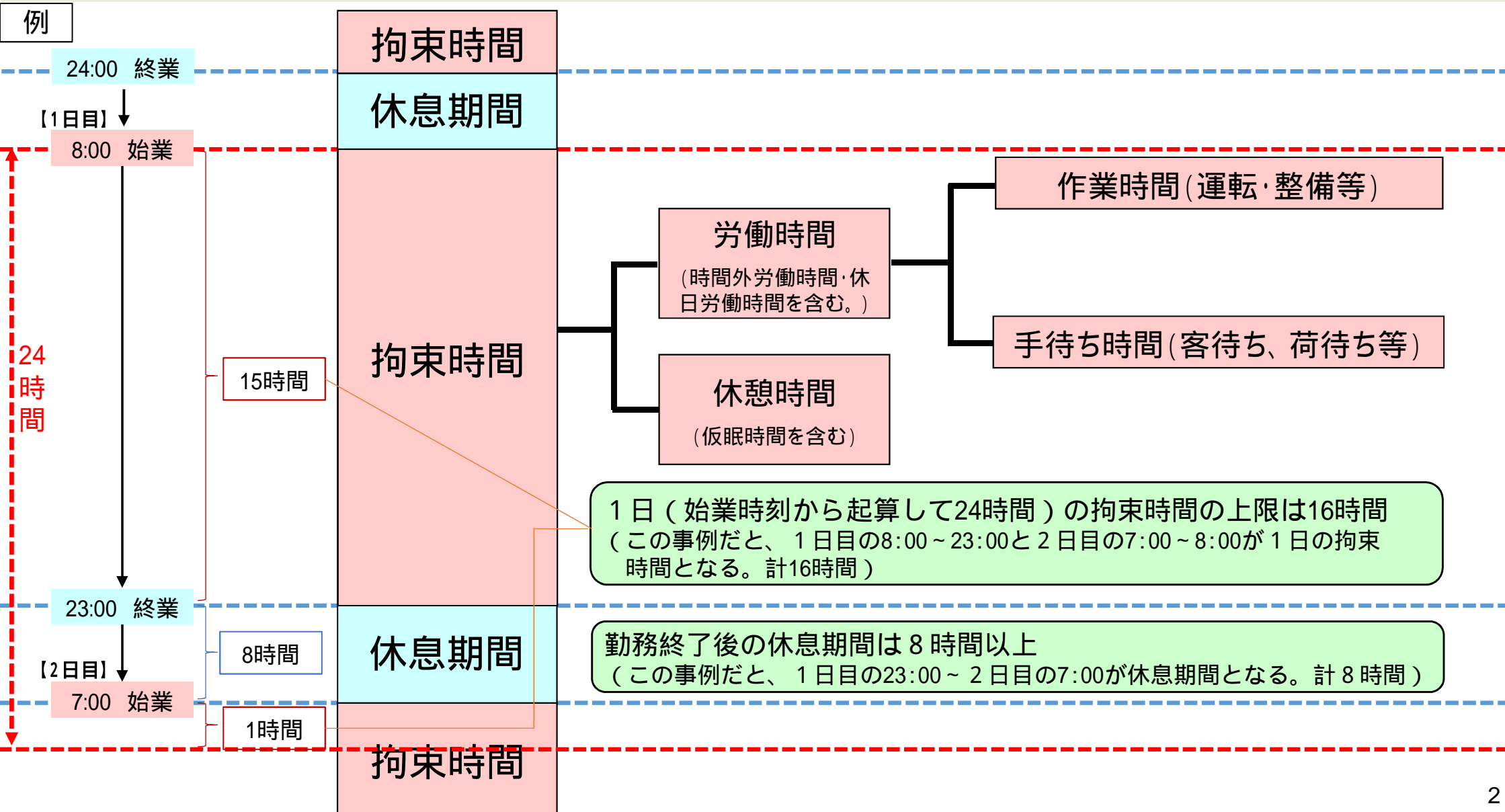
国土交通省との連携

監督署と地方運輸機関との合同による監督・監査  
それぞれの機関が把握した改善基準告示違反事案の相互通報

# 拘束時間と休息期間について

拘束時間とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。

休息期間とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。



- 1 . 改善基準告示について
- 2 . 改正の背景について
- 3 . 改正の検討状況について
- 4 . 改正の内容について（3月28日中間とりまとめ）

# タクシー運転者の基礎統計

タクシー運転者は、全産業平均だけでなく、運送業においても、他の業態と比べて年齢が高い傾向にある。

タクシー運転者は、全産業平均と比べ、実労働時間数が長い傾向にある。

タクシー運転者は、全産業平均と比べ、所定内給与額が低い傾向にある。

(「令和2年賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)を加工して作成)

		年齢	勤続年数	実労働時間数	所定内給与額 (月額) (千円単位切り捨て) (賞与等含まず)
全産業平均		43.2歳	11.9年	175時間	30万円
トラック	大型	49.4歳	11.8年	211時間	27万円
	中小型	46.4歳	10.0年	207時間	26万円
タクシー		59.5歳	10.2年	187時間	20万円
バス		51.8歳	12.3年	182時間	24万円

# 過労死等の労災補償状況（令和2年度）

「道路貨物運送業」においては、令和2年度の脳・心臓疾患の労災請求件数（118件）、支給決定件数（55件）ともに、最も多くなっている。

「道路旅客運送業」においては、令和2年度の脳・心臓疾患の労災請求件数が20件となっている。（支給決定件数は2件）

（厚生労働省公表資料「令和2年度過労死等の労災補償状況」を加工して作成）

	業種(大分類)	業種(中分類)	請求件数
1	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	118 (4)
			36 (1)
2	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	61 (9)
			9 (1)
3	建設業	総合工事業	44 (0)
			13 (0)
4	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	40 (23)
			6 (2)
5	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	38 (0)
			8 (0)
6	医療, 福祉	医療業	27 (10)
			7 (2)
7	建設業	設備工事業	26 (0)
			9 (0)
8	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	21 (3)
			6 (0)
9	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	20 (2)
			3 (0)
9	卸売業, 小売業	その他の小売業	20 (3)
			6 (1)
11	製造業	食品品製造業	18 (5)
			5 (1)
11	卸売業, 小売業	各種商品小売業	18 (6)
			4 (1)
13	製造業	輸送用機械器具製造業	17 (0)
			6 (0)
13	情報通信業	情報サービス業	17 (2)
			7 (0)
15	卸売業, 小売業	飲食料品小売業	15 (4)
			4 (0)

	業種(大分類)	業種(中分類)	支給決定件数
1	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	55 (1)
			19 (1)
2	卸売業, 小売業	飲食料品小売業	16 (1)
			6 (0)
3	建設業	総合工事業	12 (0)
			6 (0)
4	建設業	設備工事業	11 (0)
			3 (0)
5	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	8 (1)
			2 (0)
6	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	7 (0)
			0 (0)
7	製造業	食品品製造業	6 (1)
			3 (0)
7	宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	6 (1)
			0 (0)
7	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	6 (5)
			1 (1)
10	卸売業, 小売業	各種商品小売業	5 (0)
			1 (0)
10	卸売業, 小売業	機械器具小売業	5 (0)
			1 (0)
12	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	4 (0)
			2 (0)
12	製造業	電気機械器具製造業	4 (0)
			3 (0)
12	卸売業, 小売業	飲食料品卸売業	4 (0)
			1 (0)
15	漁業	漁業(水産養殖業を除く)	3 (0)
			1 (0)
15	製造業	生産用機械器具製造業	3 (0)
			2 (0)
15	卸売業, 小売業	その他の小売業	3 (0)
			0 (0)
15	サービス業(他に分類されないもの)	政治・経済・文化団体	3 (1)
			1 (0)

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。 2 ( )内は女性の件数で、内数である。 3 <>内は死亡の件数で、内数である。

# 脳・心臓疾患の労災認定基準

脳・心臓疾患の労災認定基準においては、「発症前1か月に概ね100時間または発症前2か月間～6か月間に、1か月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合」、業務と発症との関連性が強いと評価される。

1

長期間の過重業務の評価にあたり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化しました

## 【改正前】

発症前1か月におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合について業務と発症との関係が強いと評価できることを示していました。

## 【改正後】（令和3年9月14日改正）

上記の時間に至らなかった場合も、これに近い時間外労働を行った場合には、「労働時間以外の負荷要因」の状況も十分に考慮し、業務と発症との関係が強いと評価できることを明確にしました。

労働時間

発症前1か月間に100時間  
または  
2～6か月間平均で月80時間を超える時間外労働の水準には至らないがこれに近い時間外労働

+

一定の労働時間以外の負荷要因

業務と発症との関連が強いと評価

2

長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因を見直しました

労働時間以外の負荷要因の見直しを行い、赤字の項目を新たに追加しました（令和3年9月14日改正）。

労働時間以外の負荷要因

勤務時間の不規則性	拘束時間の長い勤務
	休日のない連続勤務
	<b>勤務間インターバルが短い勤務</b> 「勤務間インターバル」とは、終業から次の勤務の始業までをいいます
	不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務
事業場外における移動を伴う業務	出張の多い業務
	<b>その他事業場外における移動を伴う業務</b>
<b>心理的負荷を伴う業務</b>	改正前の「精神的緊張を伴う業務」の内容を拡充しました
<b>身体的負荷を伴う業務</b>	
作業環境 長期間の過重業務では付加的に評価	温度環境
	騒音



# 勤務間インターバルの短い勤務について

脳・心臓疾患の労災認定基準において、**長期間（発症前おおむね6か月間）の過重業務の判断にあたっては、睡眠時間確保の観点から、勤務間インターバルがおおむね11時間未満の勤務の有無、時間数、頻度、連続性等について検討し、評価することとされている。**

（「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」（令和3年9月14日基発0914第1号厚生労働省労働基準局長通達）より抜粋）

## 勤務間インターバルが短い勤務

勤務間インターバルとは、終業から始業までの時間をいう。

勤務間インターバルが短い勤務については、その程度（時間数、頻度、連続性等）や業務内容等の観点から検討し、評価すること。

なお、長期間の過重業務の判断にあたっては、睡眠時間の確保の観点から、勤務間インターバルがおおむね11時間未満の勤務の有無、時間数、頻度、連続性等について検討し、評価すること。

# 脳・心臓疾患の労災認定基準における労働時間の評価

## 労働者の1日の生活時間と睡眠時間、労働時間との関係

(「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会報告書(令和3年7月)」(厚生労働省)より抜粋)

日本の有業者の平均的な生活時間を調査した平成28年の社会生活基本調査(図4-5)によると、15歳以上の有業者の平日の睡眠時間は7.2時間、仕事時間は8.1時間、食事、身の回りの用事、通勤等の生活に必要な時間(食事等の時間)は5.3時間となっている。

これを前提とすると、現時点においても、1日6時間程度の睡眠が確保できない状態は、1日の労働時間8時間を超え、4時間程度の時間外労働を行った場合に相当し、これが1か月継続した状態は、おおむね80時間(1)を超える時間外労働が想定される。

また、1日5時間程度の睡眠が確保できない状態は、1日の労働時間8時間を超え、5時間程度の時間外労働を行った場合に相当し、これが1か月継続した状態は、おおむね100時間(2)を超える時間外労働が想定される。

- (1) 24時間から、生活を営む上で必要な睡眠(6時間)・食事等・仕事(法定労働時間8時間及び法定休憩時間1時間)を引いた時間数に1か月の平均勤務日数21.7日に乗じた概数。
- (2) 前記の睡眠を5時間として同様に算出した概数。

<平成28年社会生活基本調査>

(男女, 15歳以上, 有業者(主に仕事), 平日)

睡眠 7.2	食事等 5.3	仕事 8.1	余暇 3.4
--------	------------	-----------	-----------

(注) 1 食事等は、食事、身の回りの用事、通勤等の時間である。

2 余暇は、趣味・娯楽、休養・くつろぎ等の時間である。

図4-5 労働者の1日の生活時間

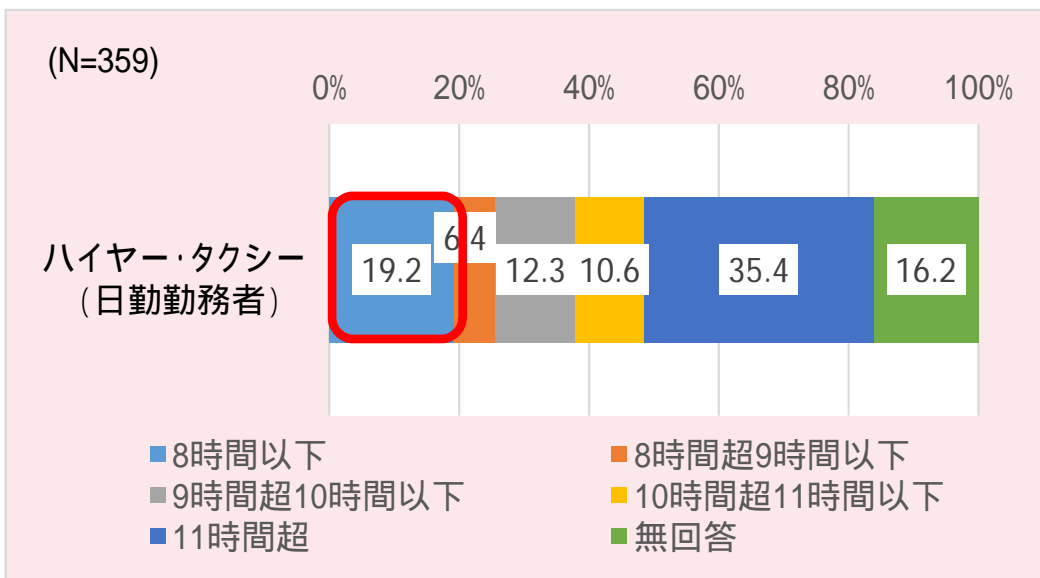
# 休息期間について（タクシー）

1日の休息期間について、「8時間以下」と回答した自動車運転者の割合は19.2%であった。

休息期間と睡眠時間の関係性として、「休息期間9時間以下」は6時間以下の睡眠、「休息期間9時間超～11時間以下」は5時間30分超～7時間以下の睡眠、「休息期間11時間超」は6時間30分超～8時間以下の睡眠の割合が高かった。

（令和2年度「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査事業報告書」（厚生労働省）を加工して作成）

図表 103 休息期間



	睡眠時間									
	全体 (N数)	5時間以下 (%)	5時間超5時間30分以下 (%)	5時間30分超6時間以下 (%)	6時間超6時間30分以下 (%)	6時間30分超7時間以下 (%)	7時間超7時間30分以下 (%)	7時間30分超8時間以下 (%)	8時間超 (%)	無回答 (%)
<b>休息期間</b>	301	12.3	3.7	17.9	3.3	21.9	2.3	21.3	7.6	9.6
<b>8時間以下</b>	69	39.1	5.8	13.0	1.4	4.3	0.0	0.0	0.0	36.2
<b>8時間超9時間以下</b>	23	13.0	13.0	43.5	4.3	17.4	4.3	4.3	0.0	0.0
<b>9時間超10時間以下</b>	44	0.0	4.5	22.7	6.8	38.6	2.3	25.0	0.0	0.0
<b>10時間超11時間以下</b>	38	10.5	5.3	23.7	0.0	34.2	5.3	21.1	0.0	0.0
<b>11時間超</b>	127	2.4	0.0	12.6	3.9	22.8	2.4	34.6	18.1	3.1

# 時間外労働の上限規制について

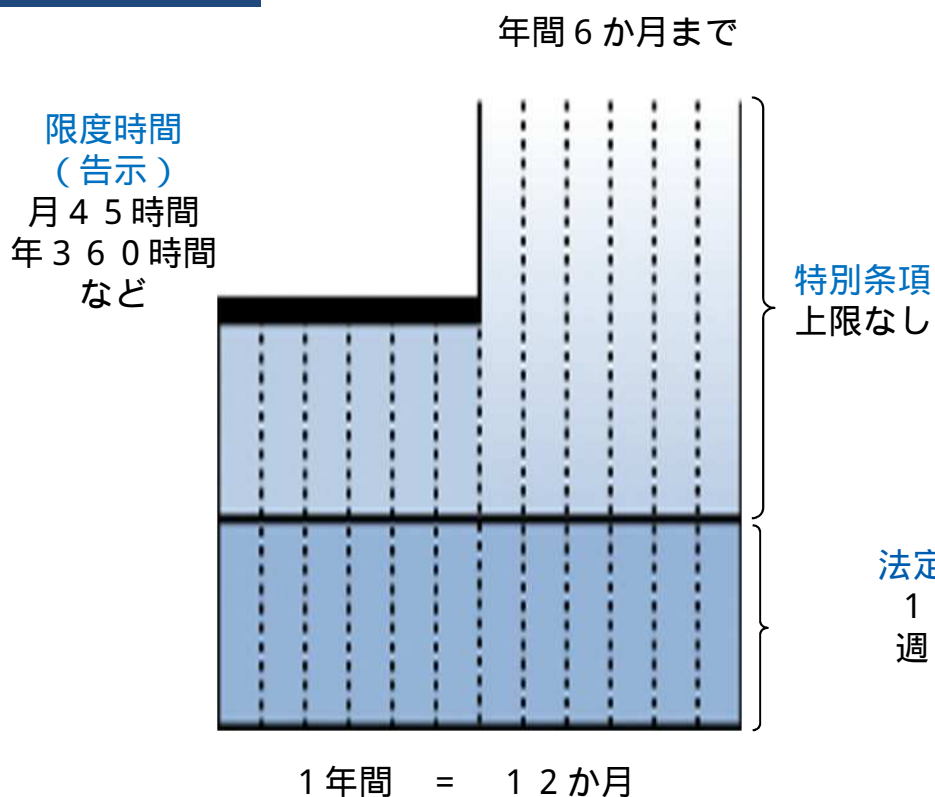
時間外労働の上限規制は、**月45時間**、**年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間**、**単月100時間未満**（休日労働含む）、**複数月平均80時間**（休日労働含む）を限度

自動車運転の業務、建設事業、医師等は適用猶予・除外業務（事業）とされ、改正法施行後5年間（令和6年3月まで）は上記一般則の適用はない。

自動車運転業務従事者の上限時間（臨時的な特別な事情の場合）は**年960時間**とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。

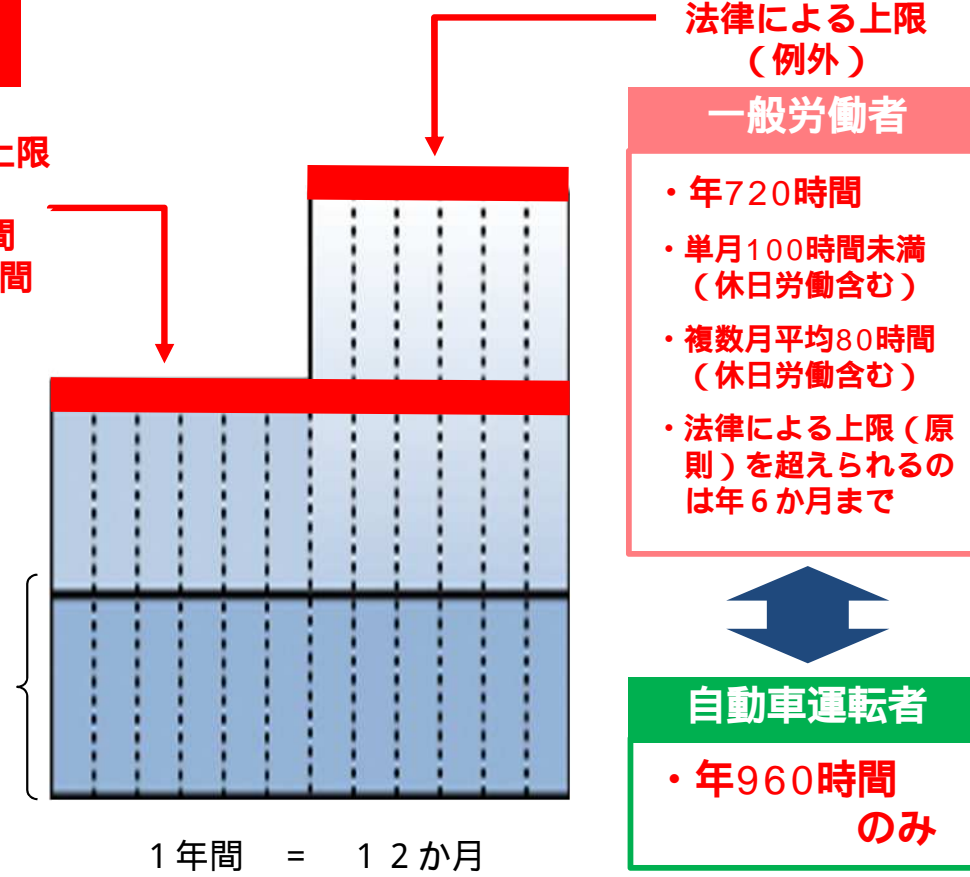
自動車運転業務従事者への**上限規制の適用とあわせて改善基準告示についても見直す必要**がある。

## 法改正前



## 法改正後

法律による上限  
(原則)  
月45時間  
年360時間



# 適用猶予業種における時間外労働の上限規制

自動車運転者については、令和6年4月以降、年960時間の上限規制の適用を受ける。

一方、一般労働者に適用される、45時間超えの上限回数（6か月まで）、単月上限（100時間未満）、複数月平均上限（80時間以内）については適用がない。

ただし、この場合であっても、改善基準告示に定める拘束時間を遵守する必要がある。

## 【現在】

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間（原則）	45	-	-	-	45	-
	45時間超は6月まで	適用あり	-	-	-	適用あり	-
	単月上限（ <sup>1</sup> ）	100	-	-	-	-	-
	複数月平均上限（ <sup>1</sup> ）	80	-	-	-	-	-
年	限度時間（原則）	360	-	-	-	360	-
	上限	720	-	-	-	720	-

## 【令和6年4月～】

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間（原則）	45	45	45	45	45	-
	45時間超は6月まで	適用あり	-	適用あり	-	適用あり	-
	単月上限（ <sup>1</sup> ）	100	-	100 <sup>(注1)</sup>	100 <sup>(注2)</sup>	100	-
	複数月平均上限（ <sup>1</sup> ）	80	-	80 <sup>(注1)</sup>	-	80	-
年	限度時間（原則）	360	360	360	360	360	-
	上限	720	960	720	960 <sup>(注3)</sup> 1,860 <sup>(注4)</sup>	720	-

休日労働も含む。

注1： 災害の復旧・復興の事業は、単月上限100時間・複数月平均上限80時間の規制は適用されない。

注2： 時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる者は、36協定に面接指導を行うこと等を定めることが必要。

注3： 医業に従事する一般の医師にかかる基準（A水準）。休日労働を含む。

注4： B水準、連携B水準、C水準の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師にかかる基準。休日労働を含む。

面接指導、労働時間が特に長時間である場合の労働時間短縮措置、勤務間インターバルの確保等を36協定に定めることが必要。

# 時間外労働の上限規制と改善基準告示（現行、タクシー）について

時間外労働の上限規制(労働基準法)		改善基準告示(タクシー、現行)	
一般則	自動車運転業務	時間外労働が可能な時間( )	拘束時間
-	-	原則 4時間 最大 7時間	原則 13時間 最大 16時間
限度時間 45時間 月平均 80時間 (含・休日労働) 単月 100時間 (含・休日労働)	限度時間 45時間 -	-	299時間
限度時間 360時間 上限 720時間	限度時間 360時間 上限 960時間	-	(年換算) 3,588時間

現行のタクシーの拘束時間を基に、時間外労働時間が可能な時間(一定の前提の下での平均値)を算出したものであることに留意。

所定労働時間8時間、休憩1時間と仮定して試算

$(2,080 + 260) \div 12 = 195$ 時間 この平均値との差を「時間外・休日労働が可能な時間」として算出

実際に時間外・休日労働が可能となる時間は、休憩時間や所定労働時間の設定、暦の巡り合わせ等により大きく異なりうる。

# 働き方改革関連法の国会附帯決議事項

附帯決議において、**過労死等の防止の観点**から改善基準告示の見直しを求められている。

(下線及び赤字は労働基準局監督課)

## 参議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年6月28日）

- 七、自動車運転業務の上限規制については、5年の適用猶予後の時間外労働時間の上限が休日を含まず年960時間という水準に設定されるが、現状において過労死や精神疾患などの健康被害が最も深刻であり、かつそのために深刻な人手不足に陥っている運輸・物流産業の現状にも鑑み、決して物流を止めてはいけないという強い決意の下、できるだけ早期に一般則に移行できるよう、関係省庁及び関係労使や荷主等を含めた協議の場における議論を加速し、猶予期間においても、実効性ある実労働時間及び拘束時間削減策を講ずること。また、5年の適用猶予後に一般則の適用に向けた検討を行うに当たっては、一般則の全ての規定を直ちに全面的に適用することが困難な場合であっても、一部の規定又は一部の事業・業務についてだけでも先行的に適用することを含め検討すること。
- 八、自動車運転業務については、**過労死等の防止の観点**から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の総拘束時間等の改善について、関係省庁と連携し、速やかに検討を開始すること。また、改善基準告示の見直しに当たっては、トラック運転者について、早朝・深夜の勤務、交代制勤務、宿泊を伴う勤務など多様な勤務実態や危険物の配送などその業務の特性を十分に踏まえて、労働政策審議会において検討し、勤務実態等に応じた基準を定めること。

## 衆議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年5月25日）

- 二、時間外労働の上限規制の適用が猶予される業務について、当該業務特有の事情を踏まえたきめ細かな取組を省庁横断的に実施して労働時間の短縮を図り、上限規制の適用に向けた環境の整備を進めること。特に、自動車運転業務については、長時間労働の実態があることに留意し、改正法施行後5年後の特例適用までの間、**過労死の発生を防止する観点**から改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進めること。

- 1 . 改善基準告示について
- 2 . 改正の背景について
- 3 . 改正の検討状況について**
- 4 . 改正の内容について（3月28日中間とりまとめ）



# 自動車運転者労働時間等専門委員会の開催状況


自動車運転者は、他業種と比較して長時間労働の実態にあるため、過労死等防止の観点から、働き方改革関連法施行後5年後の特例適用までの間に、改善基準告示の見直しを行うよう求められたところ。

自動車運転者労働時間等専門委員会の下に、業態別の作業部会を設置し検討。これまでに専門委員会を8回、ハイヤー・タクシー作業部会及びバス作業部会を各6回、トラック作業部会を4回開催。

第8回専門委員会（令和4年3月28日）において、**ハイヤー・タクシー及びバスについて中間とりまとめ**を行った。

令和元年11月 : 労働条件分科会の下に、「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置  
実態調査、疲労度調査、海外調査を実施

令和3年4月 : 専門委員会の下に、「業態別作業部会」を設置

 ハイヤー・タクシー部会(計6回)	 バス部会(計6回)	 トラック部会(計4回)
5月28日 第1回部会	5月12日 第1回部会	4月30日 第1回部会
8月27日 第2回部会	8月18日 第2回部会	7月29日 第2回部会
10月8日 第3回部会	10月8日 第3回部会	10月 実態調査(2回目)実施
11月24日 第4回部会	12月9日 第4回部会	1月21日 第3回部会
2月21日 第5回部会	2月17日 第5回部会	3月4日 第4回部会
3月18日 第6回部会(とりまとめ)	3月16日 第6回部会(とりまとめ)	

令和4年3月28日 : **第8回自動車運転者労働時間等専門委員会(中間とりまとめ)**

トラックのとりまとめを踏まえ、全体のとりまとめ

令和4年12月頃 : 改善基準告示 改正 (令和6年4月 施行)

# 自動車運転者労働時間等専門委員会 委員名簿

令和4年1月4日時点

	ハイヤー・タクシー 作業部会	バス作業部会	トラック作業部会
公益 代表	両角 道代 慶應義塾大学 法務研究科教授	川田 琢之 筑波大学ビジネス系教授	藤村 博之 法政大学大学院 イノベーションマネジメント研究科教授
	寺田 一薫 東京海洋大学大学院 海洋科学技術研究科教授	小田切 優子 東京医科大学公衆衛生学分野講師	首藤 若菜 立教大学経済学部教授
労働者 代表	久松 勇治 日本私鉄労働組合総連合会 社会保障対策局長	池之谷 潤 日本私鉄労働組合総連合会 中央副執行委員長	貫 正和 全国交通運輸労働組合総連合 トラック部会事務局長
	松永 次央 全国自動車交通労働組合連合会 書記長	鎌田 佳伸 全国交通運輸労働組合総連合 軌道・バス部会事務局長	世永 正伸 全日本運輸産業労働組合連合会 中央副執行委員長
使用者 代表	清水 始 西新井相互自動車株式会社 代表取締役社長	齋藤 隆 京成バス株式会社 取締役社長	加藤 憲治 日本通運株式会社取締役執行役員
	武居 利春 昭栄自動車株式会社 代表取締役	金井 応季 東武バスウエスト株式会社 取締役社長	馬渡 雅敏 松浦通運株式会社代表取締役

- 1 . 改善基準告示について
- 2 . 改正の背景について
- 3 . 改正の検討状況について
- 4 . 改正の内容について（3月28日中間とりまとめ）

# 中間とりまとめの内容（1か月の拘束、1日及び2暦日の拘束時間、休息期間）

## 【1か月の拘束時間】

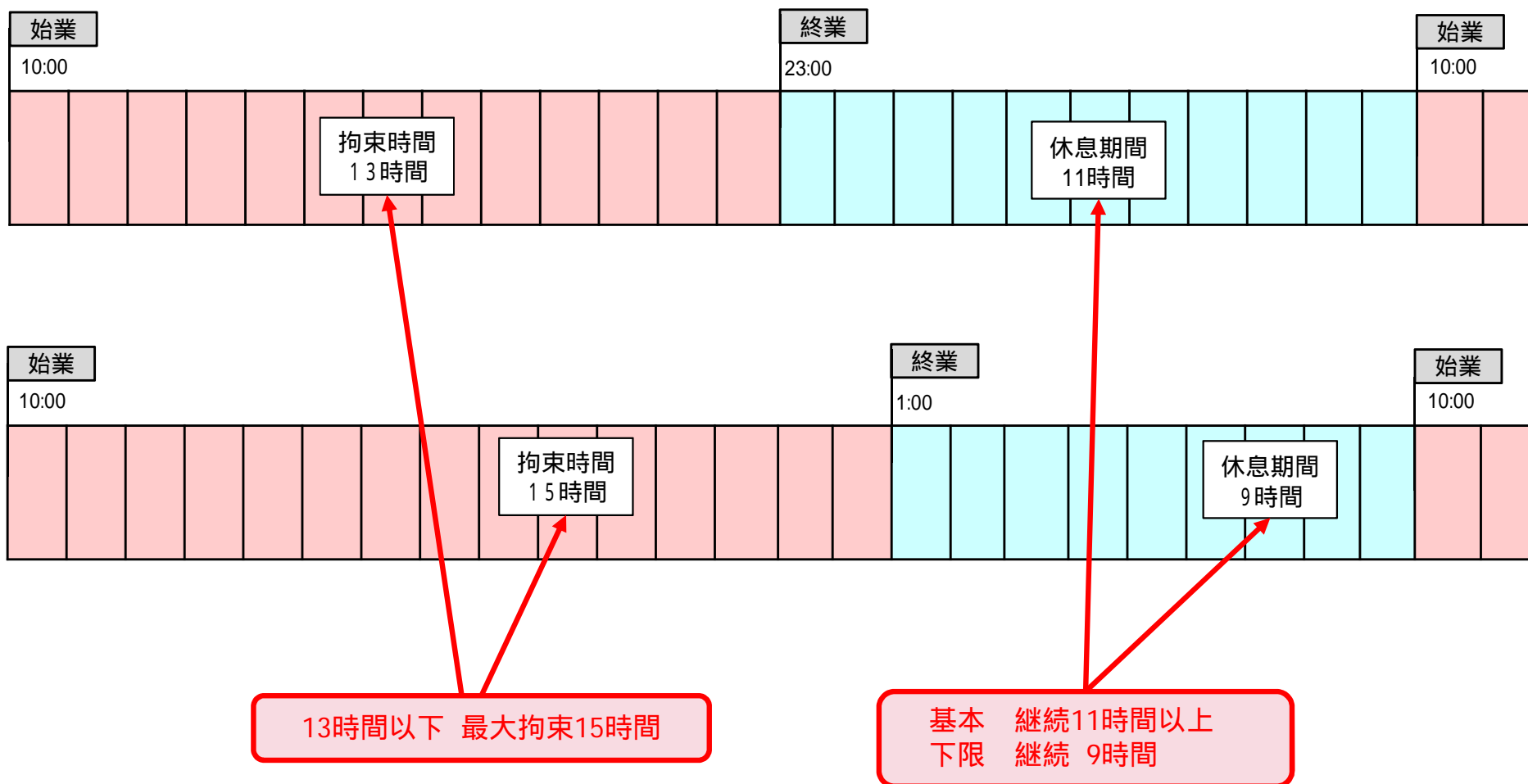
	現行	見直し後
日勤	299時間を超えない。	288時間を超えない。
隔勤	262時間を超えない。 地域的事業等がある場合、年間6か月まで、270時間まで延長可。	(変更なし) (変更なし)

## 【1日及び2暦日の拘束時間、休息期間】

	現行	見直し後
日勤	1日についての拘束時間は、13時間を超えない。 最大拘束時間は16時間。  勤務終了後、 <u>継続8時間以上の休息期間。</u>	1日についての拘束時間は、13時間を超えない。 最大拘束時間は15時間。 <u>14時間を超える回数( )をできるだけ少なくするよう努める。</u> ( ) 通達において、「1週間について3回以内」を目安として示す。  勤務終了後、 <u>継続11時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らない。</u>
隔勤	2暦日についての拘束時間は、 <u>21時間を超えない。</u>  勤務終了後、 <u>継続20時間以上の休息期間。</u>	2暦日についての拘束時間は、 <u>22時間を超えない。</u> <u>2回の隔日勤務を平均し1回当たり21時間を超えない。</u>  勤務終了後、 <u>継続24時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、継続22時間を下回らない。</u>

# 中間とりまとめの内容（1日の拘束時間・休息期間）

【例】1日の拘束時間・休息期間（見直し後）

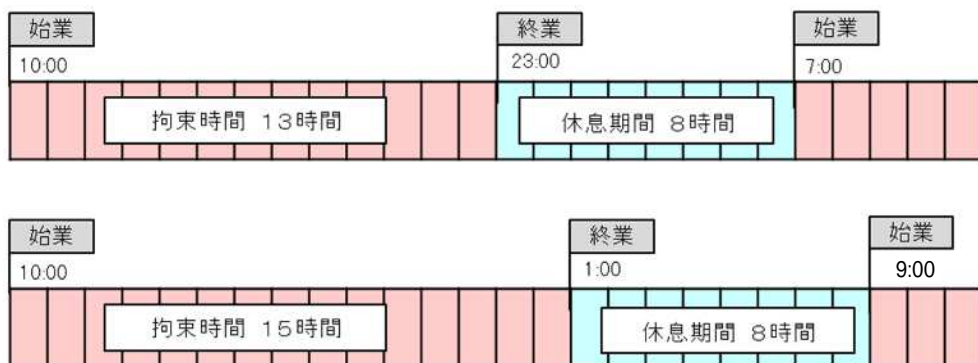


# 中間とりまとめの内容（休息期間の考え方）

## 改正前

○継続 8 時間以上の休息期間

【例】

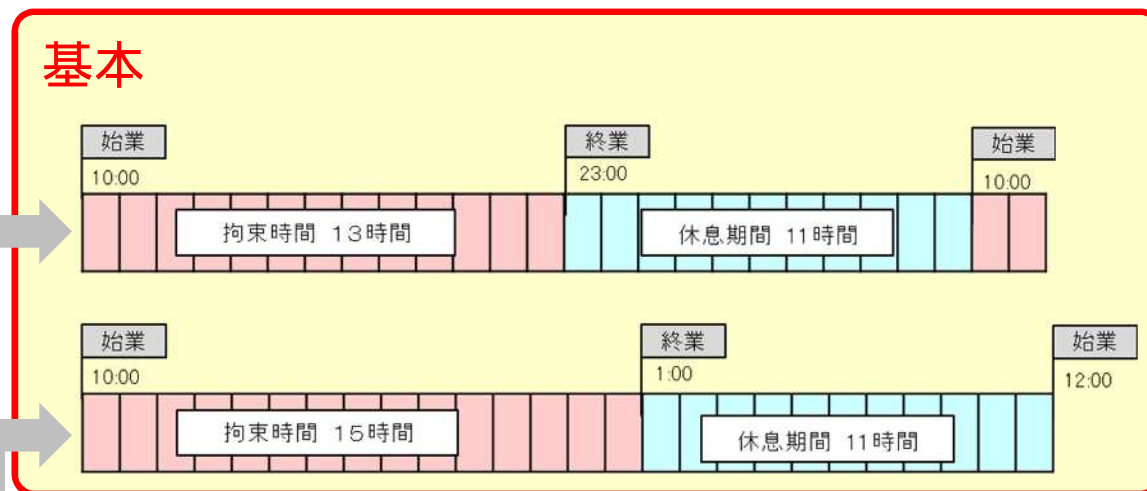


## 改正後

○継続 1 1 時間以上の休息期間を  
与えるよう努めることを **基本**

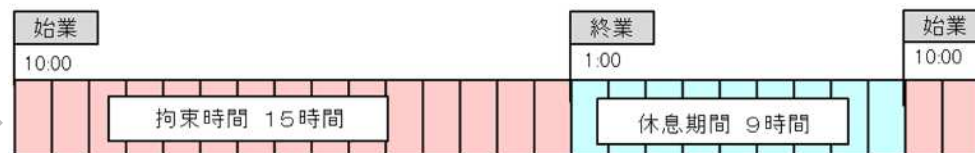
○継続 9 時間を下回らない

### 基本



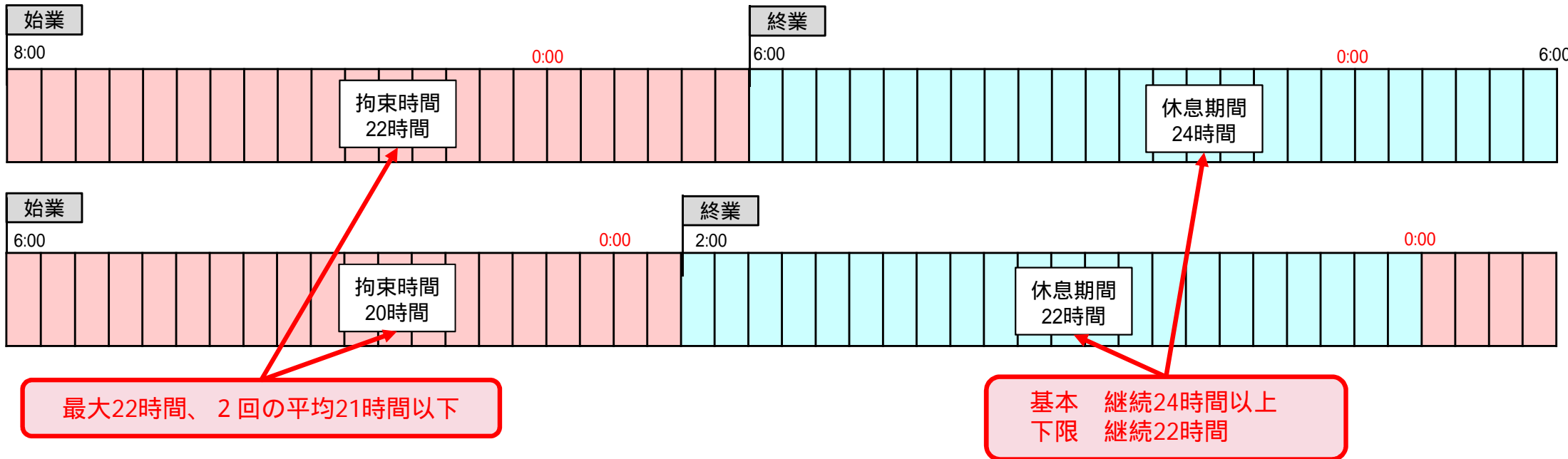
「基本」である11時間以上の休息期間が確保されるよう、労使の自主的な改善に向けた努力が必要とされる。

上記のような勤務になるよう自主的改善の努力が必要



# 中間とりまとめの内容（2暦日の拘束時間、休息期間）

【例】2暦日の拘束時間、休息期間（隔日勤務、見直し後）



2暦日の拘束時間に係る改善基準告示違反について

下の図の「拘束Aと拘束Bの平均」と「拘束Bと拘束Cの平均」がいずれも21時間を超えた場合に違反となる。

違反なし	拘束時間A 20時間	休息期間	拘束時間B 22時間	休息期間	拘束時間C 21時間	休息期間
違反あり	拘束時間A 21時間	休息期間	拘束時間B 22時間	休息期間	拘束時間C 21時間	休息期間
違反なし	拘束時間A 22時間	休息期間	拘束時間B 20時間	休息期間	拘束時間C 22時間	休息期間

# 時間外労働の上限規制と改善基準告示（改正後、タクシー）について

時間外労働の上限規制(労働基準法)		改善基準告示(改正後、タクシー(日勤))	
一般則	自動車運転業務	時間外労働が可能な時間( )	拘束時間
-	-	原則 4時間 最大 6時間	原則 13時間 最大 15時間 (14時間超は週3回以内)
限度時間 45時間 月平均 80時間 (含・休日労働) 単月 100時間 (含・休日労働)	限度時間 45時間 -	- 93時間 (含・休日労働)	- 288時間
限度時間 360時間 上限 720時間	限度時間 360時間 上限 960時間	- 1,116時間 (含・休日労働)	- (年換算) 3,456時間

見直し後のタクシーの拘束時間を基に、時間外労働時間が可能な時間(一定の前提の下での平均値)を算出したものであることに留意。

所定労働時間8時間、休憩1時間と仮定して試算

$(2,080 + 260) \div 12 = 195$ 時間 この平均値との差を「時間外・休日労働が可能な時間」として算出

実際に時間外・休日労働が可能となる時間は、休憩時間や所定労働時間の設定、暦の巡り合わせ等により大きく異なりうる。



# 中間とりまとめの内容（車庫待ち等）

## 【車庫待ち等の自動車運転者】

	現行	見直し後
日勤	<p>労使協定により、1か月の拘束時間を<u>322時間</u>まで延長可。</p> <p>一定の要件を満たす場合、1日の拘束時間を24時間まで延長可。</p>	<p>労使協定により、1か月の拘束時間を<u>300時間</u>まで延長可。</p> <p>（変更なし）</p> <p>（ ）車庫待ち等の自動車運転者とは、常態として車庫待ち、駅待ち形態によって就労する自動車運転者であり、就労形態について以下の基準を満たすもの。</p> <p>ア <u>事業場が人口30万人以上の都市に所在していないこと。</u></p> <p>イ 勤務時間のほとんどについて「流し営業」を行っている実態でないこと。</p> <p>ウ 夜間に4時間以上の仮眠時間が確保される実態であること。</p> <p>エ 原則として、事業場内における休憩が確保される実態であること。</p>
隔勤	<p>労使協定により、1か月の拘束時間を270時間まで延長可。</p> <p>一定の要件を満たす場合、1か月の拘束時間については上記の時間に<u>20時間を加えた時間</u>まで、2暦日の拘束時間については24時間まで延長可。</p>	<p>（変更なし）</p> <p>一定の要件を満たす場合、1か月の拘束時間については上記の時間に<u>10時間を加えた時間</u>まで、2暦日の拘束時間については24時間まで延長可。</p>

# 中間とりまとめの内容（例外的な取扱い（新設）、休日労働）

## 【例外的な取扱い（新設）】

### 【予期し得ない事象に遭遇した場合】

事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日又は2暦日の拘束時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができる。

1日又は2暦日の拘束時間の限度を超えた場合には、勤務終了後、継続11時間以上（日勤）、又は継続24時間以上（隔勤）の休息期間を与える。

### （具体的な事由）

- ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- エ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

### 【適用除外業務】

改善基準告示の適用除外業務に、「一般乗用旅客自動車運送事業」において、災害対策基本法等に基づき、都道府県公安委員会から緊急通行車両であることの確認、標章及び証明書の交付を受けて行う緊急輸送の業務を加える。

	現行	見直し後
休日労働	2週間について1回を超えない。	（変更なし）

# 予期し得ない事象の考え方について（タクシー）

- ▶ 事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し（ア～エに掲げる場合に限る）、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日又は2暦日の拘束時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができることとする。1日又は2暦日の拘束時間の限度を超えた場合には、勤務終了後、継続11時間以上（日勤）、又は24時間以上（隔勤）の休息期間を与えるものとする。

ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合

イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合

ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合

エ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

（例） 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合（ア）



- **拘束時間時間** 16時間 - 2時間 = 14時間（1日の拘束時間の基準を満たす）  
（ただし、賃金支払いの対象とすべき労働時間は、16時間 - 休憩時間）

## 考え方

- ▶ 予期し得ない事象に対応した時間について、1日又は2暦日の拘束時間から除くことができるが、1年・1か月の拘束時間から除くことはできない。
- ▶ 予期し得ない事象に対応した場合、勤務終了後は、継続11時間以上（日勤）、又は24時間以上（隔勤）の休息期間を与える必要がある。

# 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務について

現行では、貨物自動車運送事業のみ、以下のとおり適用除外対象業務が定められている。

今回の見直しにより、**タクシー**においても**下記 1 (1) の業務**を適用除外対象業務とすることとされた。

## 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務について（平成 9 年 3 月 26 日基発第 201 号）

### 1 適用除外対象業務

貨物自動車運送事業における次の業務とする。

- (1) 災害対策基本法及び大規模地震特別措置法に基づき、都道府県公安委員会から緊急通行車両であることの確認、標章及び証明書の交付を受けて行う緊急輸送の業務
- (2) 消防法に基づき、関係消防機関に移送計画を届け出て行うアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及びこれらの含有物のタンクローリーによる運送の業務
- (3) 高圧ガス保安法に基づき、事業所の所在地を管轄する通商産業局長に移動計画書を届け出、その確認を受けて行う可燃ガス、酸素、毒性ガス等の高圧ガスのタンクローリーによる運送の業務
- (4) 火薬類取締法に基づき、都道府県公安委員会に運搬に関する計画を届け出、運搬証明書の交付を受けて行う火薬、爆薬等の火薬類の運送の業務
- (5) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、運輸大臣の確認を受け、かつ、都道府県公安委員会に運送計画を届け出て行う核燃料物質等及び放射性同位元素等の運送の業務

### 2 上記 1 の業務に従事する期間を含む 1 か月の拘束時間及び 2 週間の運転時間の上限

上記 1 の業務に従事しない期間については改善基準が適用されるが、この業務に従事する期間を含む 1 か月の拘束時間及び 2 週間の運転時間の上限は次のとおりである。

- (1) 1 か月の拘束時間については、次の式により計算した時間を超えないものとする。  
[(上記 1 の業務に従事した月の日数) - (上記 1 の業務に従事した日数)] ÷ (上記 1 の業務に従事した月の日数) × (上記 1 の業務に従事した月の拘束時間)
- (2) 2 週間の運転時間の上限は、次の式により計算した時間を超えないものとする。  
[14 - (上記 1 の業務に従事した日数)] ÷ 14 × 88

### 3 届出書又はその写の備え付け等

上記 1 の業務を行うに当たっては、適用除外業務に該当することが明らかとなる関係法令に基づく各種行政機関への届出書又はその写を事業場への備え付け及び自動車運転者ごとの下記の業務に従事した期間が明らかとなる記録の整備が必要である。

また、上記 1 の業務に従事する期間の直前において改善基準に定める休息期間を与えなくてはならないことはもとより、当該業務に従事する期間の直後においても継続 8 時間以上の休息 23

# 緊急通行車両について

大震災等の大規模災害等が発生した場合、災害対策基本法等に基づく交通規制が実施され、車両の通行が禁止される。ただし、災害応急対策等に従事する車両は、緊急通行車両として都道府県公安委員会から確認を受けると、標章及び証明書が交付され、標章を車両に掲示することで規制区間を通行することができる。

## 緊急通行車両

災害対策基本法に定める緊急通行車両は、次に掲げるものである。

### 一 道路交通法第39条第1項の緊急自動車

(例) パトカー、救急車、消防者等

### 二 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両

(例) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両、医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両、患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)、建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両、燃料を輸送する車両(タンクローリー)、路線バス・高速バス、霊柩車、一定の物資を輸送する大型貨物自動車  
交通容量に余裕が見られる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等

## 事前届出制度

緊急通行車両に該当し、所定の要件を満たす車両については、事前に届出をすることができる。あらかじめ審査を受けておくことで、災害発生後の混乱した状況でもスムーズに標章の交付を受けることができる。

## 緊急通行車両等事前届出書

別記様式第1号

整理番号 ( )	番 号 ( )
<input type="checkbox"/> 災害対策 緊急対策用 <input type="checkbox"/> 防犯対策 緊急対策用 <input type="checkbox"/> 国民保護 緊急対策用	<input type="checkbox"/> 災害対策 緊急対策用 <input type="checkbox"/> 防犯対策 緊急対策用 <input type="checkbox"/> 国民保護 緊急対策用
緊急通行車両等事前届出書	緊急通行車両等事前届出済証
令和 年 月 日	左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 令和 年 月 日
東京都公安委員会	東京都公安委員会
申請機関名 所在地 電話番号 緊急責任者氏名	
番号欄に表示されている番号	備 考
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	(注) 1 災害対策基本法、大規模地震等特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われた場合には、この届出済証を着番りの警察署、交通機動隊、高津道路交通警察隊、交通機動隊又は警視庁本部(交通機動隊)に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合に、東京都公安委員会(届出をした警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 届出をした車両が次のいずれかに該当するときは、この届出済証を速やかに返還してください。 (1) 緊急通行車両等として使用されなくなったとき。 (2) 廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等として使用される必要性がなくなったとき。
使用者氏名	
届出車両の届出地	
※ この事前届出書(2枚綴りのもの)を1部作成し、自動車検査証又は車両を搬送する荷物の写し及び車両を搬送して行う業務の内容を記した書類等を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 標章

別記様式第3(第6条関係)



備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並び年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。  
2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。  
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 証明書

別記様式第4(第6条関係)

第 号	年 月 日
緊急通行車両確認証明書	
知 事 印 公安委員会 印	
番号欄に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
使用者	住 所 ( ) 局 番 氏 名
通行日時	
通行経路	出 発 地 目 的 地
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

# 中間とりまとめの内容（ハイヤー）

## 【ハイヤー(全面改正)】

現行	見直し後
<p>時間外労働協定の延長時間は、1か月50時間、3か月140時間、1年間450時間の目安時間の範囲とするよう努める。</p> <p>特別な事情が生じたときに、目安時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができる旨を定める場合はこの限りでない。</p> <p>疲労回復を図る観点から、継続4時間以上の睡眠時間を確保するため少なくとも6時間程度は次の勤務に就かせない。</p>	<p>時間外労働協定の延長時間は、1か月45時間、1年360時間を限度とし、臨時的特別な事情がある場合であっても、1年について960時間を超えないものとし、労働時間を延長することができる時間数又は労働させることができる休日の時間数をできる限り少なくするよう努める。</p> <p>必要な睡眠時間が確保できるよう、勤務終了後に一定の休息期間を与える。</p>

# タクシー運転者の労働時間等の 改善基準のポイント



## はじめに

タクシー・ハイヤー運転者の労働時間等の改善を図るため、労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）が策定されています。以下はそのポイントです。

## ポイント 1 拘束時間・休息期間

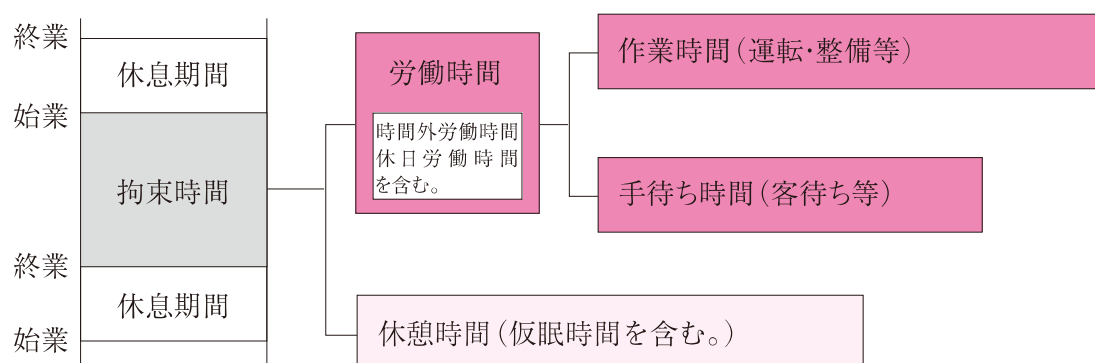
改善基準告示は、自動車運転者の労働の実態を考慮し、拘束時間、休息期間等について基準を定めています。

### (1) 拘束時間

始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の合計時間をいいます。

### (2) 休息期間

勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。



※ 労働時間には、時間外労働時間と休日労働時間が含まれますので、その時間数・日数をできるだけ少なくして、改善基準告示に定める拘束時間を遵守し、休息期間を確保してください。



## (1) 1箇月の拘束時間

1箇月の拘束時間は**299時間**が限度です。

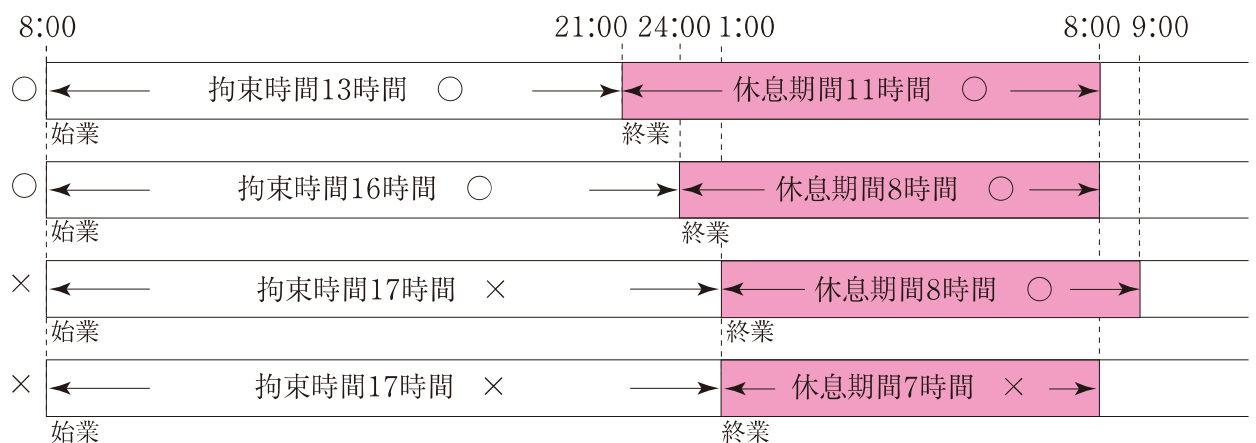
なお、車庫待ち等の運転者の拘束時間は(3)のとおり。

## (2) 1日の拘束時間と休息期間

- ① 1日（始業時刻から起算して24時間をいいます。以下同じ）の拘束時間は**13時間以内**を基本とし、これを延長する場合であっても**16時間**が限度です。
- ② 1日の休息期間は、勤務終了後、**継続8時間以上**が必要です。

拘束時間と休息期間は表裏一体のものであり、1日とは始業時刻から起算して24時間をいいますので、結局、**1日(24時間)＝拘束時間(16時間以内)＋休息期間(8時間以上)**となります(図1参照)。

(図1) この図は、車庫待ち等の運転者の特例がないときのものです。



## (3) 車庫待ち等の運転者に係る特例

- ① 車庫待ち等の運転者（顧客の需要に応ずるため常態として車庫等において待機する就労形態のタクシー運転者。以下同じ）については、書面による**労使協定**（P14参照）を締結した場合には、1箇月の拘束時間を**322時間まで**延長することができます。

（労使協定で定める事項）

- ・ 協定の適用対象者
- ・ 1箇月についての拘束時間の限度
- ・ 当該協定の有効期間等

- ② 車庫待ち等の運転者については、以下の要件の下に1日の拘束時間を**24時間まで**延長することができます。

ア 勤務終了後、**継続20時間以上**の休息期間を与えること。

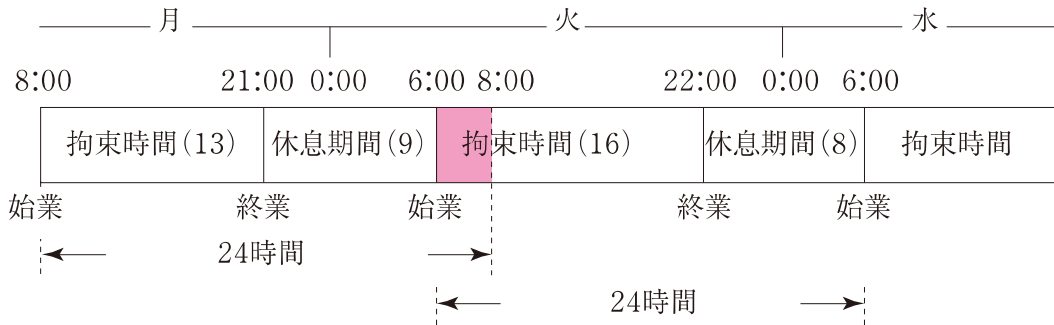
イ 1日の拘束時間が**16時間を超える回数**が1箇月について**7回以内**であること。

ウ 1日の拘束時間が**18時間を超える**場合には、**夜間4時間以上の仮眠時間**を与えること。



#### (4) 拘束時間・休息期間の計算方法

(図2)



色をつけた部分は月曜日に始まる勤務の拘束時間と火曜日に始まる勤務の拘束時間が重なる時間帯

- ① 1日の拘束時間が改善基準告示を満たしているかどうかは、**始業時刻から起算した24時間以内の拘束時間**によりチェックしてください。

図2に沿って具体的に示すと次のとおりになります。

ア 月曜日（始業時刻8:00からの24時間）の拘束時間・休息期間

・月曜日	始業8:00～終業21:00	13時間	} <b>拘束時間 15時間</b>
・火曜日	始業6:00～8:00	2時間	
・月曜日	終業21:00～翌6:00	9時間	<b>休息期間 9時間</b>

イ 火曜日（始業時刻6:00からの24時間）の拘束時間・休息期間

・火曜日	始業6:00～終業22:00	16時間	<b>拘束時間 16時間</b>
・火曜日	終業22:00～翌6:00	8時間	<b>休息期間 8時間</b>

※ 上記ア、イについては、ともに改善基準告示を満たしていますが、アのように、翌日の始業時刻が早まっている場合（月曜日は始業時刻8:00だが、火曜日は始業時刻6:00）は、月曜日の始業時刻から24時間内に、火曜日の6:00～8:00の2時間もカウントされますので、1日の拘束時間は、改善基準告示に定める原則13時間ではなく、15時間になることに注意してください。

一方、火曜日は始業時刻が6:00ですので、6:00～8:00の2時間は火曜日の拘束時間にもカウントされます。

- ② 1箇月の拘束時間が改善基準告示を満たしているかどうかは、1箇月間の**各勤務の拘束時間（始業時刻から終業時刻まで）**をそのまま合計してチェックしてください。

図2に沿って具体的に示すと次のとおりになります。

1箇月間の各勤務の拘束時間（始業時刻から終業時刻まで）をそのまま合計

・月曜日	始業8:00～終業21:00	13時間
・火曜日	始業6:00～終業22:00	16時間
⋮		⋮
<b>合計</b>		<b>A 時間</b>

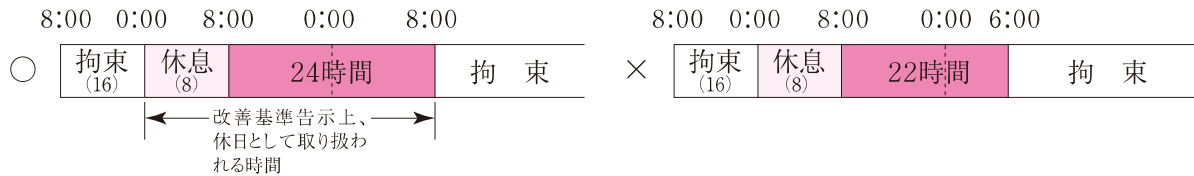
※ 1箇月間の各勤務の拘束時間の合計 **A** 時間 ≤ 1箇月の拘束時間の限度であれば、改善基準告示を満たしています。

## (5) 休日の取扱い

休日は、**休息期間+24時間の連続した時間**をいいます。

すなわち、タクシーの日勤勤務者の休息期間は8時間以上確保されなければならないので、休日は、「**休息期間 8時間+24時間=32時間**」以上の連続した時間となります。よって、これらの時間数に達しないものは休日として取り扱われません（図3参照）。

(図3)



なお、2日続けて休日を与える場合は、2日目は、連続24時間以上あれば差し支えありません。

## ポイント

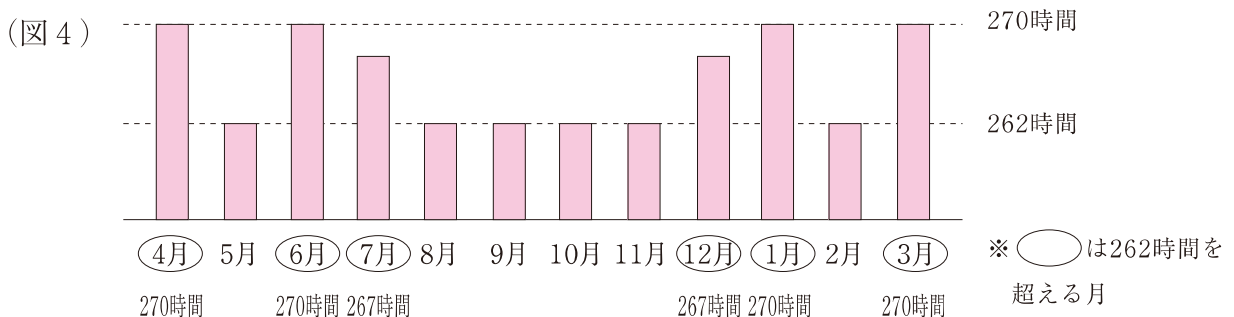
### 3

## タクシーの隔日勤務者の拘束時間及び休息期間

### (1) 1箇月の拘束時間

- ① 1箇月の拘束時間は**262時間**が限度です。
- ② ただし、地域的事情その他の特別な事情（例えば顧客需要の状況等）がある場合において、書面による**労使協定**（P15参照）を締結した場合には、1年のうち6箇月までは、1箇月の拘束時間を**270時間まで**延長することができます（図4参照）。

なお、車庫待ち等の運転者の拘束時間は（3）のとおり。



(労使協定で定める事項)

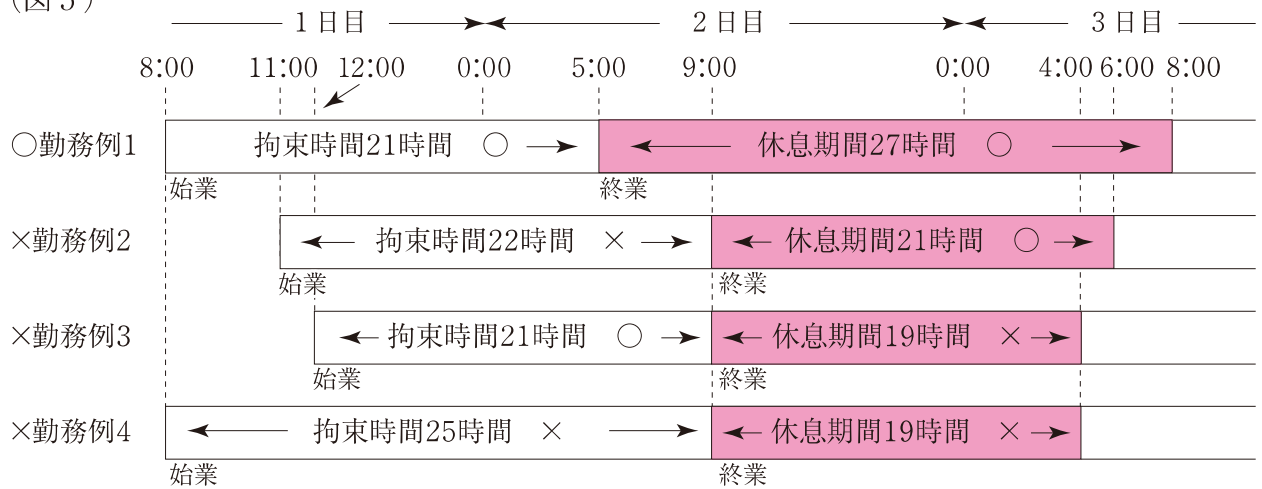
- ・ 協定の適用対象者
- ・ 1年間についての拘束時間が1箇月262時間を超える月及びその月の拘束時間
- ・ 当該協定の有効期間
- ・ 協定変更の手続等

## (2) 2 暦日の拘束時間と休息期間

- ① 2 暦日の拘束時間は**21時間**が限度です。
- ② 休息期間は、勤務終了後、**継続20時間以上**が必要です（図5 参照）。

なお、車庫待ち等の運転者の拘束時間は（3）のとおり。

（図5）



\*この図は車庫待ち等の運転者の特例がないときのものです。

## (3) 車庫待ち等の運転者に係る特例

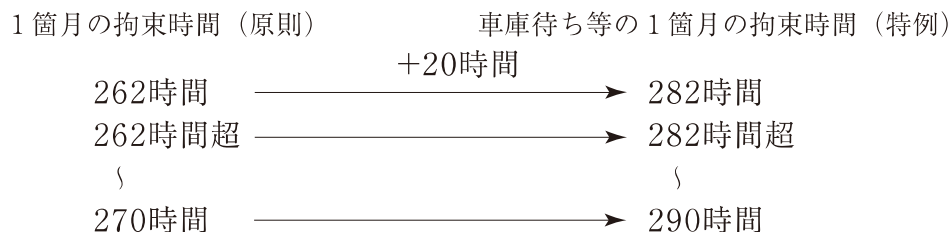
- ① 車庫待ち等の運転者について、2 暦日の拘束時間の限度は、**夜間 4 時間以上の仮眠時間**を与えることにより、**24時間まで**延長することができます。ただし、**労使協定**（P16参照）により回数等を定める必要があります（**1 箇月について 7 回以内**）。

（労使協定で定める事項）

- ・ 協定の適用対象者
- ・ 1 箇月について 2 暦日の拘束時間が 21 時間を超える勤務の回数
- ・ 当該協定の有効期間等

- ② ①の場合に、1 箇月の拘束時間の限度を 262 時間又は労使協定により 262 時間を超え 270 時間以内で定めた時間に**20 時間を加えた時間まで**延長することができます（図 6 参照）。

（図6）

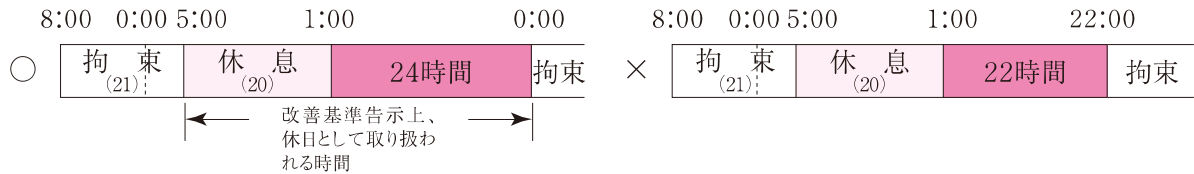


#### (4) 休日の取扱い

休日は、**休息期間+24時間の連続した時間**をいいます。

すなわち、タクシーの隔日勤務者の休息期間は20時間以上確保されなければならないので、休日は、「**休息期間20時間+24時間=44時間**」以上の連続した時間となります。よって、これらの時間数に達しないものは休日として取り扱われません（図7参照）。

(図7)



なお、2日続けて休日を与える場合は、2日目は、連続24時間以上あれば差し支えありません。

## ポイント

### 4

## 賃金制度等に関する基準

自動車運転者の賃金制度等の取扱いについては、次のとおりとすることとされています。

#### (1) 保障給

歩合給制度が採用されている場合には、出来高がいつもより少なくても、労働時間に応じ一定の賃金が得られるよう保障給を定めなければなりません。保障給は、各労働者が標準的能率で通常の労働時間勤務した場合に得られると想定される賃金（通常の賃金）の6割以上とされています。

$$1 \text{ 時間当たりの保障給} = \frac{\text{通常の賃金}}{\text{算定期間における通常の労働時間}} \times 0.6$$

#### (2) 累進歩合制度の廃止

累進歩合制度（トップ賞、奨励加給を含む。）については、長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、**廃止**しなければなりません。

#### (3) 年次有給休暇の不利益取扱いの禁止

労働基準法附則第136条の規定に従い、年次有給休暇を取得したとき、不当に賃金額を減少させてはいけません。

#### (4) 労働時間の適正管理

運行記録計の活用等により、運転者個人ごとに労働時間を把握し、適正な労働時間管理を行ってください。

改善基準告示の詳細及び不明な点については、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

## ポイント

### 5

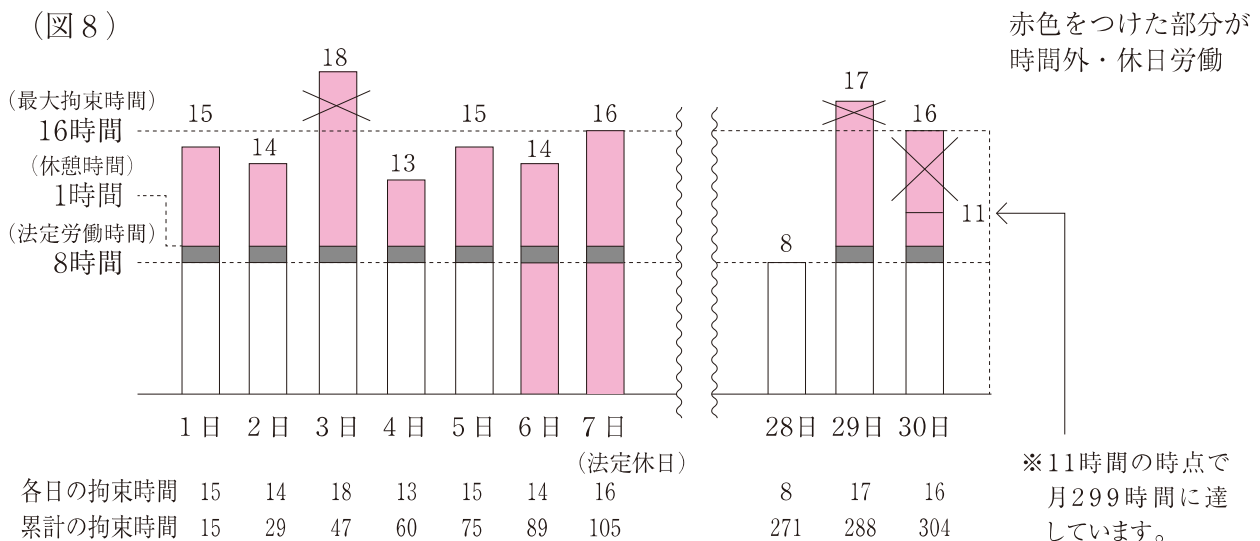
## 時間外労働及び休日労働の限度

### (1) 時間外労働及び休日労働

自動車運転の業務について、時間外労働及び休日労働は1日又は2暦日の最大拘束時間、1箇月の拘束時間（日勤勤務者：1日16時間、1箇月299時間、隔日勤務者：2暦日21時間、1箇月原則262時間（労使協定があるときは270時間まで）（※））が限度です（図8参照）。また、令和6年4月から時間外労働の上限が年960時間となるので、留意してください（P8参照）。

なお、時間外労働及び休日労働を行う場合には、労働基準法第36条第1項に基づく時間外労働及び休日労働に関する協定届（P8～13参照）を労働基準監督署へ届け出てください。

※車庫待ち等の運転者に係る特例については、ポイント2(3)及びポイント3(3)参照。



※この図は、1箇月の拘束時間が299時間で変形労働時間制が採用されていない場合のものであります。

### (2) 休日労働の回数

休日労働は2週間に1回が限度です。

## ポイント

### 6

## ハイヤーの運転者の時間外労働

ハイヤーについては拘束時間や休息期間等の規制は適用されませんが、時間外労働に関しては、1箇月50時間又は3箇月140時間及び1年間450時間の目安時間の範囲内で労使協定を締結するように努めなければなりません。

## (1) 時間外労働及び休日労働に関する協定届（36協定届）の様式が変わりました

労働基準法が改正され、平成31年4月から時間外労働の上限規制が施行されました。自動車運転以外の業務（運行管理、経理など）については、時間外労働の上限が原則として月45時間・年360時間となり、自動車運転の業務については、平成31年4月の施行から5年間の適用猶予期間を設けた上で、令和6年4月から時間外労働の上限が年960時間となります。

時間外労働の上限規制の施行に伴い、36協定届の様式が改正されています。以下の流れを参考に、36協定の内容に合った様式で届出を行ってください。

## &lt;届出までの流れ&gt;

① 時間外労働及び休日労働に関する協定を締結（P12～13参照）



② 自動車運転の業務について、様式第9号の4を作成（P9参照）



③ 自動車運転以外の業務について、様式第9号（P10参照）又は様式第9号の2（P10～11参照）を作成（注1）

（注1）

自動車運転以外の業務に関する延長時間数について、

月45時間・年360時間（注2）以内の時間数とする場合 ⇒ 様式第9号（P10参照）を作成してください。

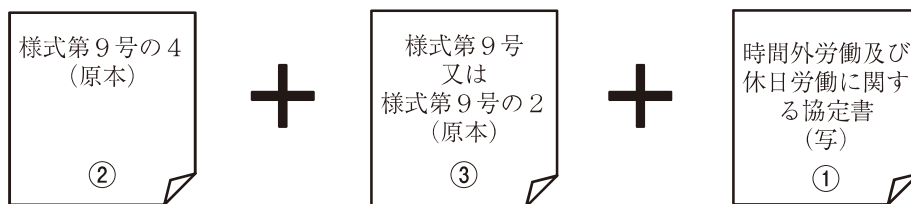
月45時間・年360時間（注2、3）を超える時間数とする場合 ⇒ 様式第9号の2（P10～11参照）を作成してください。

（注2）対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する労働者の「限度時間」は、月42時間・年320時間です。

（注3）なお、延長時間数を月45時間・年360時間超とする場合でも、時間外労働は年720時間以内、時間外労働・休日労働の合計は単月100時間未満、2～6箇月平均80時間以内、時間外労働が月45時間を超える回数は年6回までとしなければなりません。



④ ②及び③の様式に、①の協定書を添付し、労働基準監督署に届出



※ 控え（写）が必要な場合は、2部を労働基準監督署までお持ちください。受付印を押印し、1部を控えとして返戻します。

※ 36協定は、常時各作業場の見やすい場所へ掲示する等の方法によって、労働者に周知してください。

## (2) 36協定届の新様式は厚生労働省のホームページから入手できます

時間外労働・休日労働に関する協定届（様式ダウンロード（Word形式））

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/index.html>

時間外労働の上限規制 わかりやすい解説（パンフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>



時間外労働に関する協定届  
休日労働

記載例 自動車運転の業務 ※

様式第9号の4 (第70条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)		
一般乗用旅客自動車運送事業		〇〇タクシー株式会社 〇〇営業所		〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)		
事業の種類	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる期間(起算日)	
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)
① 下記②に該当しない労働者	別添協定書記載のとおり	自動車運転者	別添協定書記載のとおり	1週40時間 1日8時間	別添協定書記載のとおり	〇年4月1日から 〇年3月31日まで
② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者	同上	自動車運転者	同上	1週40時間 1日8時間	同上	同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻	期間
別添協定書記載のとおり		自動車運転者	別添協定書記載のとおり	毎週2日 国民の休日	別添協定書記載のとおり	〇年4月1日から 〇年3月31日まで

協定の成立年月日 〇年〇月〇日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

※協定の当事者が労働組合である場合は記入不要

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック) ※協定の当事者が労働組合である場合はチェック不要

〇年〇月〇日

使用者 代表取締役 〇〇〇〇

労働基準監督署長殿

職名 〇〇課 〇〇係 〇〇 又は 〇〇タクシー労働組合

※ 自動車運転の業務等については、令和6年3月31日まで上限規制の適用が猶予されます。これらの業務等については上限規制が適用されないため、様式第9号の4で届出してください。詳しくは「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」(P6)をご覧ください。

# 知っていますか？

## 自分の最低賃金

### 北海道 最低賃金

920時間額円

令和4年 10月2日から

前年比 **31円UP** 



会社員、パート、  
アルバイトの方、学生さんなど  
働くすべての人と  
雇う人のためのルールだよ！

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで  
確認！

最低賃金に関する特設サイト  
<https://www.saiteichingin.info/>



最低賃金制度 検索

最低賃金に関するお問い合わせは北海道労働局または最寄りの労働基準監督署へ  
北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善  
助成金

最大  
600万円  
を助成



# 「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



## 確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、  
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	<table border="1"><tr><td>時間給</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	時間給	≧	最低賃金額(時間額)	円		円								
時間給	≧	最低賃金額(時間額)													
円		円													
2 日給の場合	<table border="1"><tr><td>日給</td><td>÷</td><td>1日の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
3 月給の場合	<table border="1"><tr><td>月給</td><td>÷</td><td>1か月の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合	① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)													

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精算手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

## 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で  
自分の地域の  
最低賃金を  
チェックしましょう！

## 業務改善助成金

最大  
600万円を  
助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の動画もあります。

詳しくは、[こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)



### 支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
  - 2 引上げ後の賃金額の支払い
  - 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
  - 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない
- 設備投資等に要した費用の一部を助成

### 助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 労働局に事業実施結果を報告
- 4 支給

専門家による  
無料相談を  
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方  
改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、[こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革  
推進支援  
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、[こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 過労死等防止対策 推進シンポジウム

過労死をゼロにし、  
健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日時

2022年  
11月2日(水)  
14:30～17:15 (受付14:00～)

参加  
無料  
事前申込

会場

札幌コンベンションセンター 中ホール  
(札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行い実施いたします。感染拡大の状況により、開催方法が変更になる場合や、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。最新の情報は特設ホームページにてご確認ください。なお、参加には事前申し込みが必要です。

▼ 特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



二次元バーコードを  
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：北海道、札幌市

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護士全国連絡会議、札幌弁護士会、北海道社会保険労務士会、日本産業カウンセラー協会北海道支部、過労死等防止対策推進北海道センター

### [基調講演]

## 「パワハラを起こす企業と 起こさない企業は何が違うのか —パワハラ上司を生み出さないためにできること—

津野 香奈美 氏 (神奈川県立保健福祉大学大学院  
ヘルスイノベーション研究科 准教授)

### [過労死遺族の体験談]

### [パネルディスカッション]

## 「パワハラ被害の救済・問題の解決に向けて —労組・弁護士・遺族・研究者の立場から—

コーディネーター 皆川 洋美 氏 (弁護士)

パネリスト 津野 香奈美 氏・安彦 裕介 氏 (弁護士)

小林 明美 氏 (過労死遺族)・佐賀 正悟 氏 (労働組合)

## 津野 香奈美 氏

神奈川県立保健福祉大学大学院  
ヘルスイノベーション研究科 准教授



東京大学大学院博士課程修了。博士(医学)、博士(保健学)、公衆衛生学修士。和歌山県立医科大学医学部衛生学講座助教、同講師、ハーバード公衆衛生大学院客員研究員を経て、2019年より現職。厚生労働省「ハラスメント実態調査」「カスタマーハラスメント・就活ハラスメント等防止対策強化事業」検討委員。

## 会場のご案内

### 札幌コンベンションセンター 中ホール

(札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1)

・地下鉄「東札幌」駅より徒歩8分

## 参加申込について

- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みをお願いします。尚、定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶申し込みは Web または FAX をお願いします。
- ▶参加証を発行いたします。当日、受付までお持ちください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。

### ●Webからの申し込み:

二次元バーコードを読み込んで下さい。



▼ 特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。 **FAX番号 03-6264-6445**

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。

## 過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- |                                  |                                    |                              |                                      |                              |                                |                              |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者     | <input type="checkbox"/> 会社員       | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員        | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生  | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 |                              |                                |                              |
| <input type="checkbox"/> その他 [   |                                    |                              |                                      |                              |                                | ]                            |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合に、保健所への情報提供に限り使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電話: 0570-070-072

E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp